

議会受付番号	鎌議第 1457 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	職員課長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

納税課公文書改竄事件に係る総務部職員課の対応

2 質問の要旨

- 1 件名について、職員として市長に説明する際に於いても改竄という言葉を使わず、修正という言葉を用いていたのか。
- 2 納税課（再任用職員）小原芳則は、公文書の改竄を首謀し、何度と改竄を実行させたことは事実か。
- 3 改竄という行為を修正と表現したのは、総務部長の指示か、職員課長がそのような言葉を先に具申したのか。（使用の端緒を明らかにせよ）

3 答弁

- 1 修正という表現で、市長に対して懲戒処分に関する事案説明を行いました。
- 2 複数回にわたって改ざんを依頼していました。
- 3 懲戒処分に至った事案の発生当初から、職員課において改ざんではなく修正という表現を使用していました。